

浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物の クリアランス制度適用に係る認可申請について

2023年8月31日

当社は、浜岡1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物について、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子力規制委員会にクリアランス制度(注2)の適用に係る認可申請をおこないましたので、お知らせします。

今後、申請内容について原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

<今回の主な申請内容>

1. 対象物

浜岡1、2号機 廃止措置において発生する金属類の解体撤去物

・サプレッションチェンバ(注3)、給復水系機器、電線管、ケーブルトレイ(注4) など 約6,900トン

2. 測定および評価方法

ゲルマニウム半導体検出器(注5)を用いて放射線の測定をおこない、放射能濃度がクリアランス制度に定める基準以下であることを評価する。

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

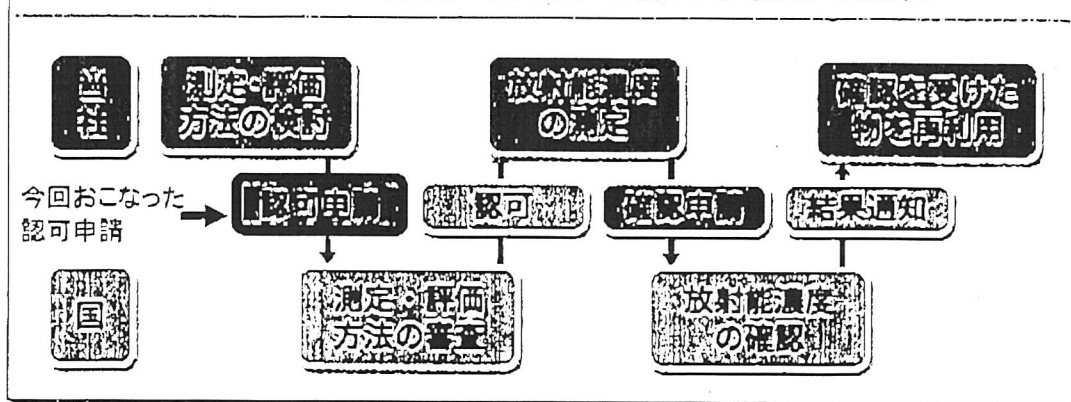
注2 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極め
て低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないも
の」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に
定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分する
ことができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

注3 サプレッションチェンバとは、原子炉格納容器下部に位置し、水を貯蔵している設備です。事故
時に原子炉や格納容器内の蒸気を貯蔵した水の中に導き、冷却・凝縮させることで圧力の上昇
を抑制する機能を有しています。

注4 ケーブルトレイとは、現場にケーブルを敷設するための金属製の受け皿のことです。

注5 ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムの半導体を使用した放射線検出器で、放射線(ガ
ンマ線)を精度よく検出できます。

クリアランス制度を適用する際の手続きの流れ



浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る
これまでの実績について

クリアランス制度適用に係る認可申請および認可に関する実績

物量(トン)	認可申請日	認可日
約 7,700	2017年10月17日 (2017年10月17日お知らせ済み) 2018年11月29日一部補正 (2018年11月29日お知らせ済み) 2019年2月15日一部補正 (2019年2月19日お知らせ済み)	2019年3月19日 (2019年3月19日お知らせ済み)

クリアランス制度の認可を受けた物の放射能濃度の確認申請および確認証受領に関する実績

物量(トン)	確認申請日	確認証受領日
約 1.7	2019年11月1日 (2019年11月1日お知らせ済み)	2020年3月16日 (2020年3月16日お知らせ済み)
約 240.2	2020年9月10日 (2020年9月10日お知らせ済み) 2020年11月6日一部補正 (2020年11月10日お知らせ済み)	2020年12月11日 (2020年12月11日お知らせ済み)
約 289.0	2021年7月1日 (2021年7月1日お知らせ済み)	2021年9月10日 (2021年9月10日お知らせ済み)
約 480.0	2022年4月11日 (2022年4月11日お知らせ済み)	2022年8月30日 (2022年9月6日お知らせ済み)
約 376.5	2023年4月4日 (2023年4月4日お知らせ済み)	今後受領予定

放射能濃度の確認を受けた物(クリアランス金属)の再利用に関する実績
再利用の開始については2022年5月24日お知らせ済み

加工品・物量(トン)	再利用先	再利用開始日
側溝用の蓋・約 79.6	浜岡原子力発電所敷地内	2022年9月6日
側溝用の蓋・約 14.3	浜岡原子力発電所敷地内	2023年2月14日

以上